

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月26日(月)午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田一幸		7番	中島牡雄	(会長)
2番	大越君雄	(会長代理)	8番	五月女秀作	
3番	飯塚真砂美		9番	大貫勇一	
5番	川島幸雄		10番	濱野一郎	
6番	高澤憲司		11番	金子重弥	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構に対する貸借借について)
議案第5号 農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構に対する使用貸借について)
議案第6号 農地利用配分計画(案)について

5. 農地利用最適化推進委員 13名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原繁
事務局次長 根岸紀夫
主任 高見直輝(書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、8月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	8番 五月女秀作委員、9番 大貫勇一委員のご両人をお願いします
	す。ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い	
いたします。	
事務局	事務局より説明いたします。
5番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号333号では、申請農地は、現在、譲受人が
	耕作している農地に隣接しており、耕作するのに利便性がとても良
	いとのことです。今後、耕作を行っていくことから、所有権を売買
	するものです。受付番号334号では、申請農地は、譲受人の自宅
	からとても近く、耕作するのに利便性が良いとのことです。今後、
	耕作を行っていくことから、所有権を売買するものです。また、各
	号とも申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。そ
	の外、機械、労働力、技術、通作距離、耕作状況等についても問題
がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該	
当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
5番	受付番号333号について調査報告いたします。
5番	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ
	、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用

	<p>したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号334号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p>
	<p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。</p>
	<p>ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p>
推進委員	<p>経営面積が5反ないが、買えるのか。</p>
事務局	<p>5反要件とは経営面積と今回申請面積を足して5反になればよいので、今回のケースは要件に合致しています。</p>
	<p>（発言なし）</p>
議長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。</p>
	<p>ただいま議題となっている議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「起立」願います。</p>
	<p>（起立全員）</p>
	<p>起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。</p>
(議案第2号)	<p>引き続き、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、受付番号335号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。受付番号335号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。「第2種農地」は原則</p>

	<p>不許可となりますが、受付番号355号では、申請農地は、現在、保全管理はされておりますが、周辺を既存宅地に囲まれ、農地の広がり無く、集積の困難な場所となっております。また、太陽光をさえぎる高い建物がなく、採算性も十分に見込められることから、土地の有効利用を考え、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっております。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1 番	<p>受付番号335号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今回の申請地は約50年以上前まで自宅用地として使用していた旧宅地跡の隣接する用地で、周辺隣家の宅地用地にも挟まれた小切れの農地となっております。自家消費野菜等の栽培を試みましたが、周辺宅地に挟まれている立地環境のため、鳥害等に常に悩まされ、収穫量や衛生的な面からも問題が多い状況が続いておりました。また、元々隣接する土地は旧自宅で地目は宅地であり、一括で農地利用していても税制面では高額な金額が長期に渡り続いております。</p> <p>この状況を改善すべく、土地の有効利用を考え検討を重ねた結果、太陽光発電設備を設置することに至った次第であります。前記したとおり、周辺宅地に囲まれているため、周辺の農地にはほとんど接しておりません。悪影響を与えることはないと思います。万一被害等が生じた場合、速やかに善処致します。以上のような状況の中、土地活用の策として申請に至った理由でありますので、ご許可を頂きたいようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号農地法第4条の規定による許</p>

	可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第3号)	引き続き、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号336号から342号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。はじめに、受付番号336号から341号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。また、受付番号342号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。なお、「第1種農地、第2種農地」は原則不許可となりますが、受付番号336号、337号及び340号では、太陽光発電施設を設けるものです。受付番号336号及び337号では譲受人が同一のため一括して説明いたします。譲受人は、群馬県邑楽郡板倉町に事務所を置き、平成19年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、現在、保全管理はされておりますが、国道122号線や既存宅地で囲まれており、周辺農地とのつながりが無く、集積の困難な場所となっております。また、周辺は、太陽光をさえぎる高い建物もなく、採算性も十分に見込められることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。340号では、譲受人は、児玉郡美里町に住む、個人の方です。今後の安定収入を考え、すでに一つの発電施設を所有しているとのこと。また、新たな施設の設置を考え、設置場所を探していたところ、申請農地は、現在、休耕地で、集積ができる広さもなく、また、周辺は、太陽光を遮る高い建物もなく、好立地とのこと。このことから、太陽光発電施設の設置を考えたところ、譲渡人の了解を得られたことから今回、申請するものです。受付番号338号では、申請農地は、譲受人が現在、新築している住宅のすぐ南側に位置しています。譲受人は、近年、農業経営を始め、数多くの野菜を収穫し、販売等も行っているとのこと。今後、農業経営を拡張する上で、農業用機械や農作業道具の置き場

	<p>が足りないことから、今回、農業用車庫や物置を設置するために申請を行うものです。受付番号339号では、譲受人は、市内に事務所を置き、昭和54年から主に衣料品の検品・プレス加工、流通業を行っている法人です。最近では、中国へ進出し、また、新規の取引先も増え、業績も順調に推移していることから、今後は、敷地内において、新たな工場の建築を予定しているとのことです。この工場建築に伴い既存駐車場の減少や新規に雇用する従業員の駐車場が不足してしまうことから、今回、駐車場敷として申請するものです。</p> <p>341号では、譲受人の二人は、親子となっています。今回、利根川の堤防強化事業により、二人の住宅が収用されてしまうことから、新たな住所地を探していました。申請農地は、譲渡人である父親が所有しており、今の住まいのすぐ南側に位置していることで、住環境を変えずに暮らすことのできる最適な場所とのことです。このことから、農家用住宅として申請するものです。342号では、譲渡人と譲受人は親子となっています。譲受人は現在、両親、妻、子供3人の7人で暮らしています。子供も成長し、今の住まいでは、手狭になっていることから、自分の住宅の建築を考えていました。父親に相談したところ、譲渡人である父親が所有している農地に建てても良いことになりました。申請農地は、譲渡人の住宅の直ぐ南側に位置し、隣接して暮らすことで、今後、お互いに助け合いながら生活でき、安心して暮らせることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的は問題ないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えています。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号336号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今回、申請地にて、太陽光発電設備の設置を計画しております。事業を行う理由としましては、太陽光発電は、長期的に見て収益を上げることが期待できる事業であり、後の世代に残すことができる資産として有益であると考えているからです。今回の申請地につきましては、長らく耕作地として活用していた土地もありますが、現在は休耕地となっています。土地所有者の中には、農業の経験もなく</p>

	<p>相続により土地を引き継いだ者もいて今後農業を行う予定もありません。今回、縁あって複数の所有者様と面積を持ち、太陽光発電設備の設置のご了解を頂きました。申請地は、緩やかな段差ができており、雨水等の水の流れを一定に保ち、周辺農地への流入を最小限に抑えることができます。また、段差ができていることによって平地と比べ、より多くの日照を得ることができます。申請地の敷地面積は、約2000㎡を超え、十分な発電効果も期待できます。これほどの条件の良い土地は、なかなか見つけることができません。申請地周辺には高い建物等日光を遮る障害物もないため、周辺農地への日照、通風の影響も少ないと思います。このような好条件のため、今回の申請地にて太陽光発電設備を設置するに至りました。近隣住民及び自治会長様への説明については、完了しています。また、羽生市及びその周辺の自治体にて太陽光発電設備の設置を行っていますので管理上問題はありません。以上の内容が、土地選定の理由であります。</p>
3番	<p>受付番号337号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今回、申請地にて、太陽光発電設備の設置を計画しております。事業を行う理由としましては、太陽光発電は、長期的に見て収益を上げることが期待できる事業であり、後の世代に残すことができる資産として有益であると考えているからです。今回の申請地につきましては、長らく耕作地として活用していた土地もありますが、現在は休耕地となっています。土地所有者の中には、農業の経験もなく相続により土地を引き継いだ者もいて今後農業を行う予定もありません。今回、縁あって複数の所有者様と面積を持ち、太陽光発電設備の設置のご了解を頂きました。申請地の敷地面積は、約2000㎡を超え、十分な発電効果も期待できます。申請地周辺には高い建物等日光を遮る障害物もないため、周辺農地への日照、通風の影響も少ないと思います。このような好条件のため、今回の申請地にて太陽光発電設備を設置するに至りました。近隣住民及び自治会長様への説明については、完了しています。また、羽生市及びその周辺の自治体にて太陽光発電設備の設置を行っていますので管理上問題はありません。以上の内容が、土地選定の理由であります。</p>

3番	受付番号338号について調査報告いたします。
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在農業を営んでおりますが、今後も耕作を続けるにあたり、耕作地に近い場所で居住しようと考え、に農家住宅を建てております。しかしながら、農作業を続けるうえで農作業用の車庫や物置も必要となり、と も売買で取得して、農家住宅の敷地として使用したいと思っております。現在居住地の土地・建物は、住所を移動した後に売却致します。農業用車庫には、トラクター1台と軽トラック2台と耕運機2台を収納します。北側の物置には、農作業で使用する道具（スコップ、クワ、支柱2m×500本、マルチ、防虫ネット等）を補完します。南側の物置には、肥料や収穫した野菜やかご等を補完します。農作業用スペースでは、屋根等は設けず、収穫した野菜や道具を干したり、集荷したりします。ジャガイモやサツマイモ、たまねぎやにんにく、かぼちゃ等々、約50種類の野菜を作付しており、今回申請の面積は収穫物の収納や機材の収納、作業するためのスペース等に必要と考えます。以上のような理由から、農地法題5条第1項の規定による許可申請をいたしますので許可の程、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願います。</p>
9番	受付番号339号について調査報告いたします。
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は、主要取引先として、上記のとおり、等と取引を行っております。また、弊社は、海外マーケットの成長を見据え、アジア圏へ進出し、特に中国主要都市に拠点を置いたチャイナネットを構築しております。羽生本社・工場及び物流センターを建築して、衣料品等の検品・加工・仕上げプレスを主体とし、ラベル印刷、商品の保管、そして配送業務を行うなどして総合的な検品から納品までの業務を行っております。現在の羽生本社工場・物流倉庫等においての従</p>

業員は120名で、内訳は、社員50名、パート60名、派遣社員10名です。弊社は、これまで順調に業績が伸びておりまして、この度新たに取引先として
が加わり、さらにインターネット・テレビ通販である
からの受注業務も伸びております。このことから、既存施設では手狭となったため、平成28年にテント倉庫を増築したところでもありますが、まだ施設規模が
不足している状況が続いておりました。この不足状況の解消とともに、さらに新規の受託にも対応できる各所作業の自動化を図るため、新たな物流センターと工場を建築する社内方針が決定されたところです。
そこで、既存施設の納品・出荷などの業務に支障が生じないようにすることを前提とし、新たな物流センター（鉄骨3階建、延べ面積9918.72㎡）と工場（鉄骨造3階建、延べ面積3346.59㎡）
増築計画がスタートいたしました。現在、従業員の通勤手段は、多くの従業員が来るまでの通勤であり、さらに増築に伴う新規雇用予定者数は、できるだけ自動化を図る予定を踏まえ、40名を予定しております。駐車場については、今回拡張した弊社敷地内にはできるだけ駐車スペースを設けることとしました。しかしながら、建物配置、場内
通路、工場立地法に伴う緑地の配置、付替水路等の関係から、駐車場台数は118台分となったところです。必要台数は、社用車5台、従業員用100台、来客用20台、新規40台の計165台で不足台数は47台となります。このことから、本社敷地の周辺部において昨年の増築工事計画時より弊社に近接し、駐車場から本社までのアクセスが良く、さらに通行の安全も踏まえた土地を探してまいりました。弊社敷地の周辺500m範囲の現況については、①東側地域は、隣接して福祉施設が立地し、岩瀬落排水路の南側に位置する場所には、約9000㎡の稲作地や休耕田としてまとまった土地があり外、市の公共施設が立地しております。②南側地域は、剣道加須羽生線（幅員約12m）を挟み、県道沿線は物流倉庫や住宅として利用され、コンビニ店舗・住宅等立地し、土地の確保が難しい状況です。③西・北側地域は、岩瀬落排水路（幅員約10m）を挟み市街化区域であり、住宅、店舗等の利用がなされておりますことから、まとまった土地の確保が難しい状況です。今回の申請地は、上記①の地域で、弊社の東側、岩瀬落排水路の南側に位置する土地となります。弊社の敷地には水路（幅員1.8m）・道路（幅員2.7m）を挟み隣接しており、駐車場からのアクセス時間の短さ、経路に係る交通安全上も問題があり非常に少ないところです。さらに、増築工事に伴う工事用搬入路・作業員等の仮設駐車場として、一時借り上げをお願いした土地であります。こ

	<p>のことから、弊社の従業員用駐車場とし利用することを改めてご相談を申し上げたところ、今回従業員用駐車場としての利用について内諾を得られたことから申請をいたすものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
11番	<p>受付番号340号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は地方公務員の主人と結婚し、若い頃にはパート勤めをしておりましたが、現在は主婦として趣味の分野で楽しんでおります。今年3月には、夫も58歳となり、定年退職まで残り少なくなっております。</p> <p>近年は、健康寿命の延びに併せ平均寿命も大きく伸びておりますが、一方で、公的年金の伸びは期待できず景気によっては支給額も減る方向となっており、今後の生活設計を考えてみますと厳しいものがあるところと考えるところです。このような中、安定収入が図れる太陽光発電事業について、知人の紹介を頂きました。今回の土地が地主様のご厚意により、太陽光発電事業用地として売買の話がまとまりましたので今回の申請に至った次第です。申請地は、現在休耕地となっており、一帯は の集落を形成している混在地であり、近隣の人達からは、これまでより安心、安全に暮らせるので良かったとのお話も頂いております。転用にあたっては、附近の農地、宅地等に被害を及ぼさないよう、最新の注意を払います。上記のご事情をご理解いただき、よろしくご配慮下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1番	<p>受付番号341号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私達家族は現在、 に一戸建てを所有し生活をしております。この度、利根川堤防の整備事業に伴い、住まいの移転が必要になりました。移転先には、収用地の南側に所有する農地を計画地として選定致しました。引き続き、農業を継続しますので、農家住宅の建築をしたく申請いたします。計画地は市街化調整区域の</p>

	<p>ため、農地法及び関係法令の基準に従い許可申請を致しますが、何卒宜しく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。</p>
3 番	<p>受付番号 3 4 2 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在、に両親、妻と子供 3 人で居住しています。依然借家に住んでいたのですが、子供が増え、成長に伴い手狭で使い勝手も悪くなりました。昨今の気候、大きな地震等に対して断熱性能耐震性の優れた自己の居宅に住みたいと思ひ敷地を探し始めましたがなかなか良い土地が見つからず、父に相談したところ、実家敷地の一部を使って建てられないかとの話となりいろいろと調べた結果、諸々の許認可を取得すれば建築可能なことが分かり、借家の更新を止めて実家に仮住まいしている状況です。実家の隣に居住できれば幼い子供の面倒の心配が少ない上、将来両親の面倒を見ることもできます。この度資金をそろえ本地にて自己用住宅を建築したいと考えております。つきましては何卒ご許可頂けますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。</p>
議 長	<p>以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。</p>
	<p>ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p>
推進委員	<p>太陽光を作るとき、盛土すると思うが、土壌の検査等やっているのか。</p>
事務局	<p>規模の大きなどころになると県の東部環境管理事務所に届出を出すこととなっております、土質や高さ等見えています。</p> <p>（発言なし）</p>
議 長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。</p>
	<p>ただいま議題となっている議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。続きまして、議案第 4 号 農地利用集積計画（案）について（埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定）及び議案第 5 号</p>

	農地利用集積計画（案）について（埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定）は、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めます。ただし、議案第4号 番号20については、推進委員である「関根敏郎委員」本人に該当する案件でありますので、審議、裁決に際しましては、退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告をお願いします。
(議案第4号)	続きまして、議案第4号農地利用集積計画（案）について（埼玉県農
(議案第5号)	地中間管理機構分の貸借権設定）及び議案第5号 農地利用集積計画（案）について（埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定）は、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めます。
事務局	議案第4号及び議案第5号 農地利用集積計画（案）について説明させていただきます。農地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、安心して農地の貸借等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化促進法では、農地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっております。今回の議案事項となっております。それでは、議案第4号についてご説明いたします。この計画は、埼玉県農地中間管理機構に貸借権を設定する計画（案）となっております。こちらは、平成26年の4月より、農地中間管理事業が創設され、この事業の目的は、今後の農地活用の効率化や生産性の向上を図るため、農地中間管理機構が農地を一旦、借受け、農地の集積化や規模の拡大化等を行うなど、耕作し易い条件にして、地域の担い手等へ貸し出しを行えるようにするものです。この農地中間管理機構を利用することで、今後、安心・安全な貸し借りができ、かつ、農業経営の拡大も図っていかうとするものです。表の見方といたしまして、左上から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」と続き、最後は「地目」、「面積」と対象農地の情報となります。7ページをご覧ください。埼玉県農地中間管理機構に貸借権を設定する計画（案）の合計が表の右下に記載されてございます。新規設定として36件、面積 田 108,665㎡ 畑 102㎡ 合計 108,767㎡となっております。引き続き、議案第5号についてご説明いたします。この計画は、埼玉県農地中間管理機構に使用貸借権を設定する計画（案）となっております。10ページをご覧ください。使用貸借権を設定する計画（案）の合計が表の右下に記載されてございます。新規設定として21件、面積 田 37,450㎡ 畑 12,154㎡ 合計 49,604㎡となっております。

	す。以上で、議案第4号及び議案第5号 農地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。
議長	以上で、事務局の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号及び議案第5号 農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第4号及び議案第5号については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。
(議案第6号)	続きまして、議案第6号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。当該利用配分計画(案)については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、羽生市長から意見を求められております。ただし、事案番号8号から15号、39号及び40号、52号から54号、102号及び103号、124号及び125号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、裁決に際しましては、「高澤憲司委員」、「関根敏郎委員」、「安羅岡信一委員」、「根岸文男委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告をお願いします。
事務局	議案第6号 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。この、農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、配分計画を作成する場合は、「市は、農業委員会の意見を聞く」ということから、今回の案件となっております。11ページをご覧くださいと思います。表の見方ですが、一番左側から、農地中間管理機構から農地を借受ける方として「賃借権の設定等を受ける者」、その右側が借受ける農地の情報で「賃借権の設定等を受ける土地」と続き、さらに右側が現在の賃借権の設定を受けている者として「左の土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者」となり、一番右側が、農地の貸し借りの詳細として「設定する権利」が記載されています。「賃借権の設定等を受ける者」については、中間管理機構の公募に対して、応募をされている方となっております。「賃借権の設定等を受ける土地」については、先ほどの議案第4条及び5条の農地利用集積計画(案)で中間管理機構に対して、利用権の設定を行っている農地となってい

	<p>ます。今後の流れですが、この配分計画（案）について、農業委員会は、意見を市に報告し、市はその意見を聞き、この配分計画（案）を中間管理機構へ回答します。その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。期間的には、県の審査期間が40日間、配分計画の縦覧期間が14日間となっていることから、11月1日に、賃借権等が設定される予定となっております。以上で、議案第6号農用地利用配分計画（案）についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告が終わりましたので、高澤委員、関根委員、安羅岡委員、根岸委員の退席をお願いします。</p> <p>（委員（四名）の退席）</p> <p>それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言をお願いします。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第6号農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明のとおり、同意することに賛成の委員は「挙手」をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第6号農用地利用配分計画（案）については、同意することに決定いたします。高澤委員、関根委員、安羅岡委員、根岸委員の入室をお願いします。</p> <p>（委員（四名）の入室）</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取りをお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認</p> <p>についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。市街化区域内農地の転用については、許可するのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査・審議がございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり共同住宅敷として1件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認</p> <p>についてでございますが、これは市街化区域内農地の、権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行なうものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査・審議がございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり建売住宅敷として1件、住宅敷として</p>

	1件、駐車場敷として1件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。
	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意解約となりますが、10件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。
	報告事項4 農地の改良に係る届出書の確認についてでございますが、この届出は、農地改良面積1000㎡未満で工事期間が一カ月以内の農地改良は、県知事許可ではなく、農業委員会への届出を行うものとなっているものです。なお、今回の315号の案件は、6月の定例会において議案第2号、受付番号251号で申請があったものと同じ場所となっています。6月の時点では、工事期間が1ヶ月（最大90日）を超えてしまうことから県の許可案件として提出しましたが、計画が変更となり、1ヶ月以内で完了してしまうことから、県との協議の上、許可申請の取り下げを行い、今回、届出として申請を行ったものです。
	報告事項5 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについてでございますが、こちらは、先ほど説明しました報告事項4に係る許可申請の取り下げとなります。委員の皆様におかれましては大変に申し訳ありませんが、6月議案書の議案第2号 受付番号251号について、斜線を引いていただき、令和元年7月8日取り下げと記入してください。令和元年7月8日取り下げです。
	報告事項6 農地法の規定による許可一覧について（7月分）でございますが、これは県許可のありました7月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が7件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理の程、宜しく、お願いいたします。
	以上で、議案に係ります報告事項を終了させていただきます。
	続きまして、
	① 9月の定例農業委員会の日程について
	② 農地パトロールについて
	③ 令和元年度委員研修会について
	④ 暑気払い及び視察研修会の決算について
	⑤ 農地相談会について
議長	（発言なし）
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、
ここに署名する。

令和元年 8月 26日

会 長 _____
署名委員 _____
署名委員 _____